

事 務 連 絡  
令和 3 年 6 月 16 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理の業務継続のための  
新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3.1版）」<sup>1</sup>（P.13）において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、「ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種」するよう示されているところです。地方公共団体によるワクチン接種においては、医療従事者等や高齢者への接種が進み、地方公共団体によって時期は異なるものの、今後、一般接種が計画又は開始されるものと存じます。また、地方公共団体によるワクチン接種とは別に、職域接種においても申請受付が開始されたところですが、事業者等により自ら医療資源を確保いただくことが前提とされているため、1事業者当たりの平均従業員数が約12人<sup>2</sup>である一般廃棄物処理関係企業においては、医療資源の確保が困難であるとの声が、職域接種の意向に関するアンケート調査を通じて、多く寄せられました。

つきましては、一般廃棄物であるごみ、し尿の収集運搬、処分が、国民生活を維持するために安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であるとともに、一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者におかれては、災害時には、被災地方公共団体への派遣を通じ、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に御尽力いただいているほか、ワクチン接種会場において接種に伴って排出される一般廃棄物や、自宅療養者の居る家庭や宿泊療養施設から排出される一般廃棄物を適正かつ円滑に処理いただいている状況等に鑑み、一般廃棄物処理の統括的処理責任を有する市町村におかれては、一般廃棄物処理の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、改めて貴都道府県及び貴管内市区町村の御協力、

<sup>1</sup> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_notifications.html#h2\\_free1](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1)

<sup>2</sup> [https://www.env.go.jp/recycle/waste\\_tech/ippan/r1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste_tech/ippan/r1/index.html)

御尽力をお願いいたします。

具体的には、先般御案内した内容に加えて、例えば高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際には、一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を開始している地方公共団体もみられますので、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋

TEL: 03-5501-3154 (直通)

E-Mail: [hairi-haitai@env.go.jp](mailto:hairi-haitai@env.go.jp)